

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）  
Web 広告業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 2 月  
尼崎市こども青少年局  
保育児童部保育運営課

# 尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web 広告業務等委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

本要項は、尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web 広告業務等委託を行うに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

## 1 業務について

### (1) 業務名

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web 広告等広報業務委託

### (2) 業務内容

本市では、保育士を安定的に確保し、保育所待機児童の解消を図るため、新卒保育士、潜在保育士の就職支援や、人材を求めている尼崎市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の雇用支援を行う公共の無料職業紹介事業所「尼崎市保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置している。

保育所等により多くの保育士の就労を促進することを目的に Web 広告業務及び本市が実施する尼崎市保育士就職フェアの広告（駅広告掲出及びポスター・デザイン作成）業務を委託するもの。

※ 詳細な業務内容は、別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までの単年度契約とする。

業務の特性上、単年度だけでなく、より長期の取組の必要があることを考慮し、業務実施状況等が良好であると認められる場合、公募型プロポーザルは行わず、単年度ごとの随意契約による更新を可能とする。（最長で令和10年度末まで）

なお、各年度において実施した広報手法について分析・結果検証を行い、見直しや改善を図るため、広報手法の大幅な変更がある場合は、改めてプロポーザルを行う。

### (4) 提案上限額

3,417,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

なお、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、本業務に係る令和8年度関係予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、契約締結日から令和9年3月31日までの委託契約を行う。

また、その後も単年度契約による更新を行う場合は、該当年度の予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において委託契約を行うことを基本とする。

※ 上記提案額は令和8年度向け提案上限額であるため、令和9年度以降の提案上限額を保障するものではない。

※ 業務実施状況等が良好であると認められる場合は、公募型プロポーザルは行わず、単年度ごとの随意契約による更新を行うものとし、その場合の契約は毎年度、別途協議により締結する。

## 2 実施スケジュール

令和8年2月16日（月）から	実施要項、仕様書等の提示 提案書の受付開始・質問受付開始
令和8年2月25日（水）午後5時	質問受付締切
令和8年3月10日（火）午後5時	プロポーザル参加申込書及び提案書類の受付締切
令和8年3月19日（木）までに	書類選定（1次選定）
令和8年3月26日（木）（予定）	プレゼンテーション（2次選定）
令和8年4月上旬（予定）	選定結果通知
令和8年4月上旬以降（予定）	契約締結

## 3 参加資格

参加申込みをする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尼崎市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 納期が到来した国税及び地方税の未納額がないこと。
- (5) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当しないこと。
- (6) 当該Web広告業務のプロポーザルへの応募に係る一切の経費については、参加申込みをする者が負担すること。

## 4 書類の入手方法

以下のいずれかの方法により入手するものとする。

- (1) 電子メールにて受領する（尼崎市保育運営課（尼崎市保育士・保育所支援センター）から送信する。）
- (2) 尼崎市のホームページからダウンロードする。

※(1)の方法を希望の場合は、電話又は電子メールにて保育運営課までご連絡ください。

連絡先：06-6489-6805

メールアドレス：[ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp)

## 5 提案書等の提出等

### (1) 提出書類

A4又はA3サイズの用紙を用い、A4サイズにまとめて提出できるようにすること。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 見積書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 提案書

#### (ア) 提案業者の概要

従業員数、事業内容、経営状況等（様式自由。業務内容、事業所数、従業員数等が分かるパンフレットやチラシ、既存の資料等でも可。経営状況については、直近の決算書を添付してください。）

#### (イ) 類似事業の実施実績

(ウ) 提案の概要（次の①から③について必ず記載のこと。④については、任意とする。）

①提案の特徴やアピールしたい点

②どの媒体を活用するか、また、活用する媒体ごとの想定表示回数及び想定クリック数を明確に記載すること。加えて、Web広告で活用するバナーや駅広告として掲出するポスターのデザインイメージを記載すること

③想定広告期間

④追加提案事項（支援センターの認知度向上、相談者数・就職者数の増加、就職フェア来場者数を増加させるための効果的な追加提案を記載すること）

#### (エ) 業務実施体制

業務実施に係る担当部署、担当者等

オ 納税証明書（応募申込書の提出時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないことを証明するもの。）

カ 事業者区分別の添付書類（市内事業者、準市内事業者のみ）

(ア) 市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）

①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、②尼崎市税の納税証明書（※）

※「オ」で尼崎市税の納税証明書を添付済みの場合は②の提出は不要。

(イ) 準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）

①支店等の所在地、名称、代表者氏名、電話番号、従業員数、事業内容等を記載した書類（様式任意）、②尼崎市税の納税証明書（※）

※「オ」で尼崎市税の納税証明書を添付済みの場合は②の提出は不要。

キ 情報セキュリティ確認書類

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証等の取得を確認できる資料を提出すること。なお、プライバシーマーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書（事前確認分）（様式5）を提出すること。

## (2) 提出方法及び提出部数

ア 持参又は郵送での提出の場合（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

提出部数：8部（正本1部、副本7部）

提出する8部の内容に相違がないか確認の上、提出すること。

※ 応募書類については、8部とも個別にファイリング（紙ファイル、プラスチックファイル等ファイルの素材は問わない）を行うこと。

提出先：〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課（保育士・保育所支援センター）  
(尼崎市役所本庁舎中館3階)

## (3) 受付期間

公告の日から令和8年3月10日（火）まで

（持参の場合は、土日・祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

## (4) その他留意事項

ア 提案書の作成に当っては、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

イ 提案書を提出後、当該プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、辞退届（様式自由）を提出すること。

ウ 要求した資料以外のものは審査対象としない。

エ 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度説明を求めることがある。

オ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込みをする者の負担とする。

カ 提出された書類は返却しない。

キ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は原則認めない。ただし、本市が必要に応じて、提案書類の変更や差し替えを依頼する場合は、その限りでない。

ク 提案に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものとの使用については、提案者の責任において処理すること。

ケ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。

## 6 質問の受付・回答

### (1) 提出書類

質問書（様式第4号）に質問事項を記載し提出すること。

### (2) 受付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）午後5時まで

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 質問への回答

質問に対する回答は、保育運営課において必要であると判断したものについては、質問者の名前を伏せて尼崎市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面）上で公表する。各応募予定事業者に公平な情報提供を行うための対応ですので、ご協力ください。

## 7 選定方法及び評価基準

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

#### ア 1次選定（書類審査）

応募者数が4者を超えた場合は、1次選定を実施し、企画提案書の内容を書類審査し、上位4社を選定する。

#### (ア) 実施予定日

令和8年3月19日（木）までに

#### (イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールにて通知する。なお、1次選定が実施されなかつた場合は、その旨を通知する。

#### イ 2次選定（プレゼンテーション）

プレゼンテーションを実施し、「尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し、優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定する。なお、当日のプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外となる。

#### (ア) 実施予定日

令和8年3月26日（木）に実施を予定している。集合時間、実施場所等の詳細は、1次選定結果の通知後、対象者に個別に電子メールで通知する。

#### (イ) 実施時間

一者につき50分程度を予定しており、事業者からの説明25分以内、質疑を25分程度とする。（説明については25分で打ち切る）

#### (ウ) プrezentationの方法

新たな資料の提出は不可とし、提案した企画提案書に基づき説明を行うこと。また、パワーポイントで説明する際のプロジェクト、スクリーンは事務局で用意をするが、パソコンについては応募者の持込とし、使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出なければならない。

#### (エ) 出席可能人数

出席者の総数は5名までとする。

#### (オ) 結果通知

選定結果については、後日、電子メールにて通知する。また、尼崎市ホームページでも公表する。なお、選定結果に関する質問は受け付けない。

## (2) 評価基準

ア 下記の項目により評価します。

No.	項目	審査内容
1	本業務の趣旨・目的の理解	尼崎市保育士・保育所支援センターや、本委託業務の趣旨や目的を理解しているか。
2	提案内容	(2-①) ターゲットに訴求するための媒体の選択は適切か。
		(2-②) 広告掲載期間や時期は適切か。
		(2-③) 認知度向上につながる想定の広告表示回数やクリック数が示されているか。
		(2-④) 広告表示数やクリック数を向上させる提案はあるか。
		(2-⑤) 広告バナーや駅広告ポスターのデザインについて、視認性や訴求力があるか。
		(2-⑥) 配信結果の検証項目や分析方法は効果的か。
		(2-⑦) 仕様書で要求する項目以外にも、有用な提案があるか。
3	業務実績	本業務を実施するに当たって、類似業務実績があるか。
4	実施体制	業務の実施に当たり、人数や実務経験を考慮した適切な実施体制になっているか。

優先交渉権者は、提案合格基準点を超える必要があり、提案合格基準点は加点（市内事業者等の加点）を除く配点合計の60%以上です。

### イ 市内事業者等の加点について

応募者が市内事業者又は準市内事業者の場合は、応募者の得点に次の加点を行うこととし、加算結果を含めた得点を選定結果の得点とします。

- ・応募者が市内事業者の場合は10%
- ・応募者が準市内事業者の場合は5%

なお、市内事業者とは「尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者」を指し、準市内事業者とは「尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者」を指します。

## 8 契約締結について

(1) 優先交渉権者と契約交渉を行い双方が合意した段階で、受託候補者として随意契約の手続を行うものとする。

なお、優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合又は本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた場合は、次順位交渉権者と受託候補者としての契約交渉を行う。

(2) 契約に当たっては、法令を遵守すること。

(3) 契約保証金等、契約に当たっては尼崎市契約規則に基づくこと。

(4) 本件については、令和8年度予算の執行に係る企画提案協議であるため、契約候補者の決定後、尼崎市議会において同年度予算が可決されることを条件として、同年4月に契約を締結する。ただし、予算案が可決されなかった場合は契約を締結しないこととする。

## 9 その他

- (1) 基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで受託候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、市と協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - イ 見積額が提案上限額を超える場合
  - ウ 不正行為があった場合
- (3) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (4) 受託候補者決定後、受託候補者が契約締結までの間に第3項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、受託候補者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (5) 受託候補者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

## 10 各提出書類の受付場所及び問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課（保育士・保育所支援センター）

（尼崎市役所本庁舎中館3階）

担当：片井

電話：06-6489-6805

電子メールアドレス：[ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp)

(様式第1号)

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託に係る公募型  
プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 尼崎市長様

申請者

所在地又は住所

会社名

代表者氏名

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。また、尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託について、プロポーザル実施要領に基づき提案します。

担当者連絡先

社名及び 担当部署	
担当者	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※メールアドレスは、今後連絡の際に使用するものを記入すること

※本様式に、提案内容が分かる書類(様式自由)及び必要書類を添付すること。

(様式第2号)

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託に係る  
見積書

令和 年 月 日

(宛先) 尼崎市長様

申請者

所在地又は住所

会社名

代表者氏名

提案額

円（税込）

※ 提案額は契約締結日から令和9年3月31日までの経費を記載すること。

(様式第3号)

## 誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 尼崎市長様

申 請 者

所在地又は住所

会社名

代表者氏名

委託に係る公募型プロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり相違ないことを誓約致します。

記

尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web広告業務委託に係る公募型プロポーザルについて、実施要領第3項に掲げる参加資格の要件を満たしています。

都合により、参加を辞退する場合は、速やかに書面にて連絡します。

尼崎市の指示を遵守し、審査方法及び選定結果について異議申立てを行いません。

(様式第4号)

質問書

令和 年 月 日

提出先 尼崎市こども青少年局 保育運営課

送信年月日		令和 年 月 日
社名及び担当部署		
担当者（役職・氏名）		
連絡先	電話	
	E-mail	
	FAX	
質問内容		

※質問は順次、回答していきます。また、保育運営課が必要であると判断したものについては、  
同種の質問と併せて尼崎市ホームページ上でご回答する場合があります。  
※質問に関しては、できるだけ簡潔にご記入ください。

(様式第5号)

### 誓 約 書 (事前確認分)

当社は、尼崎市保育士・保育所支援センター（あまのかけはし）Web 広告業務委託に係る労働者派遣業務委託プロポーザルに係る審査への応募に際し、次のとおり相違ないことを報告し、誠実に契約を履行することを誓います。

項目	確認事項	チェック欄
基本事項	個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、適切に取扱う。	<input type="checkbox"/>
法令等遵守	個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守する	<input type="checkbox"/>
安全管理義務	委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）の管理責任者を定め、業務の従事者を限定する。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等を取扱う場所を特定する。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等の無断持出し禁止を周知徹底させる。	<input type="checkbox"/>
	本件個人情報等について、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
秘密の保持	個人情報その他この契約委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らさない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。	<input type="checkbox"/>
目的外使用及び第三者への提供禁止	本件個人情報等を契約の履行目的以外に使用し、又は第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>
複写及び複製の禁止	本件個人情報等を委託者の承認なく、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製しない。	<input type="checkbox"/>
事故発生の報告義務	情報漏えい等の事故が発生した場合等に備え、直ちに委託者へ通知、報告できる体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
教育	従事者に対して、個人情報及びデータの保護に関し、必要な事項を周知し、充分な教育を行う。また、教育の実施状況を記録する。	<input type="checkbox"/>
個人情報及びデータの受領	委託者から本件個人情報等の提供を受けた場合は、「個人情報及びデータ受領証兼複製申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>

データ等の持出し	委託者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、「データ等借用申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	委託者の管理する情報システムからデータ等を持出す場合は、暗号化等の措置を行った上で、「情報持出管理簿」に記録する。	<input type="checkbox"/>
データ等の持込み	委託者の管理する情報システムにデータを持込み、作業を行う場合は、「データ持込み申請書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	データを持込む場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等を使用し、事前に記録媒体等にコンピューターウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認する。	<input type="checkbox"/>
個人情報等の返還等	委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。	<input type="checkbox"/>
廃棄等	委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに消去し「データ消去証明書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
	委託業務の履行上、委託者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、「廃棄証明書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
再委託の禁止	委託者の承諾なしに、業務を第三者に委託し又は請け負わせない。	<input type="checkbox"/>
	委託者の承諾を受けて再委託及び再々委託（それ以降の再委託も含む）した場合は、再委託者及び再々委託者に本契約の規定を遵守させる。	<input type="checkbox"/>
監督及び監査	委託者が、本契約の履行に監視の必要があるときは、受託者、再委託先及び再々委託先（それ以降の再委託も含む）に対して報告を求め、監査を行い、または監査に立ち会うことが出来るように体制等を整備する。	<input type="checkbox"/>

令和　　年　　月　　日

尼崎市長様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印